

田原市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金 申請手続きの流れ

交付申請書の提出

【提出期限】不妊去勢手術の手術前まで

<必要書類>

- 交付申請書(様式第1号)
- 不妊去勢手術を実施しようとする飼い主のいない猫の生息地を示す地図
- 団体構成員名簿(団体の場合)



交付決定通知書の受領



不妊手術／去勢手術

※不妊去勢手術を受ける際に、交付決定通知書を動物病院に提示すること。

※不妊去勢手術を受ける際に、動物病院に耳カットの措置を依頼すること。



支払い完了

※動物病院への支払いは、申請者本人の支払いになります。



実績報告書の提出

【提出期限】当該補助事業が完了した日（複数の場合は最後の手術日または変更等決定通知書の交付日）から起算して60日以内又は、令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出

<必要書類>

- 実績報告書(様式第5号)
- 請求書(様式第7号) ※日付欄は空欄
- 動物病院が発行する領収書又は領収書の写しで、不妊去勢手術であることが明記されているもの
- 対象猫の耳カット前、カット後の顔がわかる頭部及び体全体のカラー写真



交付確定通知書の受領



指定口座へ補助金振込み

【変更等申請書(様式第3号)の提出】

以下に該当するときは変更の手続きが必要です。

- ・不妊去勢手術を受ける頭数の変更(補助対象経費、補助金額の変更が生じる場合)
- ・不妊去勢手術を中止しようとするとき

必要に応じて変更等申請書の提出

(裏面に続く)

【書類提出時の注意事項】

共通事項

- ・申請者本人が提出してください。また、提出いただく際に本人確認書類の提示が必要です。電子申請の場合はマイナンバーカードが必要です。
- ・市役所環境政策課窓口(南庁舎 2 階)まで直接持参(郵送及びメールでの受付はしておりません。)、または LoGo フォームによる電子申請にて提出してください。
※渥美支所や赤羽根市民センターでの受付は行っていません。
※必要な書類が揃っていない場合は、受付ができません。
- ・申請書等への押印は不要です。
- ・書類については、受付後に審査し、交付決定及び交付確定を行います。
審査の結果、補助金を受けられない場合がありますのでご留意ください。
- ・不妊去勢手術費用補助金は、交付確定通知書を発送した後に、交付(振込み)します。
手術前に、補助金は振り込まれませんので、ご留意ください。

交付申請

- ・不妊去勢手術前に、必要書類を添え、申請書を提出してください。手術後の提出は受け付けません。
- ・交付申請後から補助金交付決定までは 2 週間程度かかりますので、手術予定日まで余裕をもって申請してください。

実績報告書・請求書

- ・当該補助事業が完了した日から起算して60日以内又は、令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。提出日を過ぎた場合は、補助金を受けられませんので、ご留意ください。
※「手術を実施した日」は、手術日が異なる場合、最後に行った手術日となります。
- ・添付書類「対象猫の耳カット前、カット後の顔がわかる頭部及び体全体のカラー写真」は、1枚の写真に、1匹の猫を映し、耳カットの措置が講じられていることが確認できるものとしてください。
- ・領収書の宛名、振込先名等は申請者名と同一にしてください。
- ・申込みした猫とは違う猫が捕まり、動物病院で手術をした場合は、補助の対象外となりますので、ご留意ください。先に申込みした猫とは別に申込んでください。
- ・補助金振込みには交付が確定してから約1ヶ月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

【問合せ先】

田原市役所本庁舎 市民環境部 環境政策課 (南庁舎 2 階)

電子申請はこちら↓

住 所 田原市田原町南番場 30 番地 1



電 話 0531-23-3541

ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

(トップページの「広報ID検索」の検索枠に「1010901」と入力すると該当ページにリンクします)

窓口受付時間 平日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分(ただし正午～午後 1 時を除く)